令和5年度

第10回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

### 第10回 市川市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和6年1月10日(水)午後1時30分~午後2時30分
- 2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2
- 3. 農業委員 出席委員 9人

委員 1番 板橋 利行

2番 石井 宏

3番 小沢 伊知郎

4番 朝倉 一江

5番 太田 裕士

6番 山野 孝一

8番 神澤 晶子

9番 小川 治夫

会長 10番 石橋 弘嗣

欠席委員 1名 7番 岡﨑 博一

4. 農地利用最適化推進委員 5人 1番 久保田 章

2番 富田 憲一

3番 皆川 佳広

5番 大滝 與鷹

6番 平田 秀行

欠席委員 1名 4番 石井 悦史

- 5. 議事日程
  - 1 議事録署名委員の指名
  - 2 会議書記の指名
  - 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

1件

議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について	2件
報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について	
	(事務局長専決分)	18件
報告第3号	農地法第3条の規定による許可処分の取消について	1件
報告第4号	農地所有適格法人の報告について	1件
報告第5号	地目変更登記に係る回答について	1件
報告第6号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の	1
	証明願について	2件
報告第7号	農地の所有状況調査集計について	

# 6. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 藤城
 久保

 次
 長
 舘野
 裕之

 主
 査
 大山
 幹夫

 主
 任
 地村
 環

 書
 記
 土田
 啓介

## 7. 会議の概要

発言者	内容
議長	ただいまより、令和5年度第10回市川市農業委員会定例総会を開会いた
	します。
	本日の定例総会の出席状況でございますが、岡﨑委員と石井推進委員から
	欠席の連絡を受けております。
	農業委員10名中9名、推進委員6名中5名出席しております。
	農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する
	法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご
	報告いたします。
	それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。
	市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につき
	まして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議 長	それでは、議席5番の委員、議席6番の委員にお願いいたします。
	なお、本日の会議書記には、事務局職員の大山主査、土田書記を指名いた
	します。
	次に、来月分の付託調査班を指名いたします。
	農地関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員です。
	農政関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員です。
	なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいた
	します。
	それでは、議案第1号から議案第2号までと、報告第1号から報告第7号
	までを議題といたします。
	慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。
	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1件ございま
	す。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局長	はい、議長。

議長

はい、事務局長。

事務局長

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、 1件でございます。

議案の1、2ページをお願いいたします。

申請受付日は、令和5年12月18日でございます。

申請地は国分で、地目は畑、面積は339平方メートルです。

区域区分は市街化調整区域です。

申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。

説明は、以上でございます。

議長

続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席4番の委員

はい、議長。

議長

はい、議席4番の委員。

議席4番の委員

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」調査報告をいたします。

現地調査は、令和5年12月27日に農地調査班第2班と農地利用最適化 推進委員で行いました。

譲受人は、主に梨を栽培している方です。

譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。

現況は路地畑となっており、取得後は、ほうれん草、小松菜を作付けする とのことです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許

可相当と思います。

報告は以上です。

議 長 第2班から調査報告をしていただきました。

続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局はい、議長。

議長はい、事務局。

事務局 それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでござい 、、

ます。

取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農

作業従事日数は200日であり、許可要件はすべて満たしております。

説明は以上でございます。

議 長 事務局からの説明がおわりました。

それでは、これより質疑に入ります。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各委員なし。

議長「なし」という声がございました。

お諮りいたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可すること

と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、全会一致により許可することと、決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、6件 ございます。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局長

はい、議長。

議長

はい、事務局長。

事務局長

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請 は、6件でございます。

議案書の3から12ページをお願いいたします。

(1) の申請受付日は、令和5年12月18日でございます。

申請地は高谷で、地目は田、面積は393平方メートル外1筆で合計面積は905平方メートルです。

区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては、資材置場を目的に一時転用を伴う賃借権の設定をするものでございます。

(2) の申請受付日は、令和5年12月19日でございます。

申請地は下貝塚で、地目は田、面積は522平方メートル外1筆で合計面 積は1044平方メートルです。

区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては、特定建築条件付売買予定地5棟を目的に所有権の移転をするものでございます。

(3)、(4) は関連しておりますので一括してご説明します。

申請受付日は、令和5年12月20日でございます。

申請地は二俣で、地目は畑、面積は56平方メートル外3筆で、合計面積は336平方メートルです。

区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては、資材置場及び駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。

(5) の申請受付日は、令和5年12月20日でございます。

申請地は宮久保で、地目は田、面積は525平方メートル外1筆で、合計 面積は1077平方メートルです。

区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては、特定建築条件付売買予定地24棟を目的に所有 権の移転をするものでございます。

(6) の申請受付日は、令和5年12月20日でございます。

申請地は曽谷で、地目は田、面積は507平方メートル外1筆で合計面積は939平方メートルです。

区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては、特定建築条件付売買予定地5棟を目的に所有権 の移転をするものでございます。

説明は以上でございます。

議長

続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に 付託しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席4番の委員

はい、議長。

議長

はい、議席4番の委員。

議席4番の委員

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」調査報告をいたします。

現地調査は、令和5年12月27日に農地調査班第2班の委員で行いました。

(1)の申請地は、市川南インターの東側、概ね100メートルに位置し、 現況は休耕地になっておりました。

市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、高速道路の出入り口から3 00メートル以内にあることから第3種農地と判断します。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、土堰堤を作成し土砂の流出を防

止します。

また、埋め立てはせず、敷地内は整地、転圧後、砂利敷きとします。
雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。

譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。

(2) の申請地は、市川市立下貝塚中学校の東側、おおむね50メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、コンクリートブロックを設置し 土砂の流出を防止します。

汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路側溝に接続し、排水します。

また、埋め立てはありません。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。

#### 議席3番の委員

(3)、(4) は関連しておりますので一括してご説明します。

申請地は、東京経営短期大学の南側、おおむね150メートルに位置し、現況は路地畑になっておりました。

農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10~クタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、鋼板土留及びブロック土留を設置し土砂の流出を防止します。

雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。

また、埋め立てはせず、敷地内は整地、転圧後、砂利敷きとします。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。

(5)の申請地は、大野中央病院の南側、おおむね300メートルに位置 し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10~クタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、周囲にコンクリートブロック及 び型枠擁壁を設置し、土砂の流出を防止します。

汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路側溝に接続し、排水します。

また、埋め立てはありません。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。

(6) の申請地は、市川市立百合台小学校の北側、概ね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分について一部は、宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地、一部は宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10~クタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、重量ブロック及び型枠擁壁を設置し土砂の流出を防止します。

汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路側溝に接続し、排水します。

また、埋め立てはありません。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。

報告は以上でございます。

議 長

第2班から調査報告をしていただきました。

続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説

明をお願いします。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。

(1)の譲受人は、東京都中央区に本店を置き、主に建設業を営む法人です。

市発注工事において発生・使用する発生土及びコンクリート殻、アスファルト殻、再生砕石等の仮置き場として使用したいと考え申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地 法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農 地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、令和6年2月1日に着工し、完了は令和7年6月30日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

(2) の譲受人は、市内に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。

周辺には住宅が立ち並び中学校や医療施設が近接しており、住環境に適していると考えたため申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地 法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農 地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、令和7年3月31日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

(3)、(4) は関連しておりますので一括してご説明します。

譲受人は、市内に本店を置き、主に建設業を営む法人です。

事業拡大に伴い、隣接地の既存資材置場・駐車場が手狭になったため申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金及び借入金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地 法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農 地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は、令和6年4月30日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

(5)の譲受人は、市内に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。

周辺には教育施設や、医療施設等が近接しており、住環境に適していると 考えたため申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地 法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農 地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、令和6年2月15日に着工し、完了は、令和7年3月31日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

(6)の譲受人は、市内に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。

周辺には住宅が立ち並び、小学校等の教育施設が近接しており、住環境に 適していると考えたため申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地 法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農 地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、令和6年2月10日に着工し、完了は、令和6年12月28日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

説明は、以上でございます。

議長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各委員

なし。

議長

「なし」という声がございました。

お諮りいたします。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。

続きまして、お諮りいたします。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(2) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。

続きまして、(3) 及び(4) は関連しておりますので、一括してお諮り いたします。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(3)及び(4) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号(3)及び(4)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。

続きまして、お諮りいたします。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(5) につい

て、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号(5)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。

続きまして、お諮りいたします。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(6) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議長ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号(6)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。

以上で、議案の審議は終了いたしました。

次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、2件ございます。

事務局より、報告いたします。

事務局次長はい、議長。

議長はい、事務局次長。

事務局次長 報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、報告いたします。

議案の13ページをお願いいたします。

1番及び2番は、令和5年2月8日付けで相続が発生し、相続人からは、 令和5年12月1日に権利取得の届出がありました。

なお、2件とも農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。

報告は、以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出 について」(事務局長専決分)、18件ございます。

事務局より、報告いたします。

事務局次長

はい、議長。

議長

はい、事務局次長。

事務局次長

報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、報告いたします。

議案の15ページをお願いいたします。

今回の報告は、令和5年12月1日から12月27日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、8件、13筆、3,964.30平方メートル、第5条の届出は、10件、17筆、4,608.34平方メートルで、第4条と第5条の合計は、18件、30筆、転用面積は、8,572.64平方メートルとなります。

なお、詳細につきましては16ページから19ページまでの記載のとおりです。

報告は、以上でございます。

議 長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第3号「農地法第3条の規定による許可処分の取消について」、 1件ございます。

事務局より、報告いたします。

事務局次長

はい、議長。

議 長

はい、事務局次長。

事務局次長

報告第3号「農地法第3条の規定による許可処分の取消について」、報告いたします。

議案の21ページをお願いいたします。

本件は、令和5年10月10日付けで農地法第3条の規定による許可をいたしましたが、許可後、申請者から売買契約の解除により許可処分の取消願が提出されたため、同年12月6日付けで許可を取り消しました。

報告は、以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第4号「農地所有適格法人の報告について」、1件ございます。 事務局より、報告いたします。

事務局次長

はい、議長。

議 長

はい、事務局次長。

事務局次長

報告第4号「農地所有適格法人の報告について」、報告いたします。 議案の23ページをお願いいたします。

農地所有適格法人の報告については、農地法第6条第1項の規定に基づき、毎年、事業の実施状況等を農業委員会に報告しなければならないとされており、また、同法施行規則第58条第1項において、この報告は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、農業委員会に所定の事項を記載した報告書を提出しなければならないとされております。

そこで、令和5年12月15日に当該法人から報告書が提出されたことから、農地法第2条第3項に掲げる農地所有適格法人の要件を満たしているか確認をしました。

事業年度は、令和4年10月1日から令和5年9月30日で、当該法人は、 松戸市に主たる事務所を構え、法人形態は株式会社、事業の種類はネギ苗等 の生産です。

報告書を精査した結果、売上高、構成員、業務執行役員等、前年同様に要

件を満たしていることを確認いたしました。

報告は、以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第5号「地目変更登記に係る回答について」、1件ございます。 事務局より、報告いたします。

事務局次長

はい、議長。

議長

はい、事務局次長。

事務局次長

報告第5号「地目変更登記に係る回答について」、報告いたします。 議案の25ページをお願いいたします。

本件は、令和5年12月12日付けで千葉地方法務局市川支局登記官から 照会がありました。

土地の所在は掘之内、面積は0.97平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。

本件に係る転用許可申請等は提出されておりません。

そこで、事務局職員による現地確認後、令和5年12月15日に農地調査 班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の 説明を行い、回答について了承をいただきました。

なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答しました。 報告は、以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第6号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件ございます。

事務局より、報告いたします。

事務局次長

はい、議長。

議長

はい、事務局次長。

事務局次長

報告第6号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨 の証明願について」、報告いたします。

議案の27ページをお願いいたします。

本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税 務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている 旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。

令和5年11月21日及び12月8日に申請のあった2件について現地 調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。

報告は、以上でございます。

議 長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第7号「農地の所有状況調査集計について」、事務局より、報告 いたします。

事務局次長

はい、議長。

議長

はい、事務局次長。

事務局次長

報告第7号「農地の所有状況調査集計について」、報告いたします。 議案の29ページをお願いいたします。

農業委員会では、毎年8月1日現在で市川市に住所を有しており、現況農地を10アール以上所有または耕作している農家の世帯及び農地の状況調査を行い、農地基本台帳に登載される調査内容をもとに、農業委員会が発行する証明や農業諸施策の基礎資料に活用しております。

続きまして、議案の31ページをお願いいたします。

令和5年8月1日現在の調査集計の概要につきましては、農家戸数は65 3戸、前年に比べ19戸の減となっております。

また、自作地面積では、81,950平方メートルの減、貸付地面積では、 4,916平方メートルの増となっており、前年と比較して、77,034 平方メートルの減となっております。

報告は、以上でございます。

ご協力ありがとうございました。

#### 議 長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。 これで、令和5年度第10回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。